

0～2歳の保育料無償化事業に係る事業効果等調査事業
委託業務仕様書

1 業務名

0～2歳の保育料無償化事業に係る事業効果等調査事業委託業務

2 業務の目的

本県においては、少子化の大きな要因の一つである、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、本県独自の支援策として、令和7年9月から「0～2歳の保育料無償化※」（以下「保育料無償化事業」という。）を実施することとしている。

保育料の無償化については、既に国や複数の都道府県で類似の事業が実施されているところであるが、無償化の対象世帯（所得制限）や対象施設等は団体毎に差異があり、今後、より効果的な支援に向けて他団体の実施状況や事業効果を把握分析の上、本県の支援内容を改めて検討する必要がある。

加えて、保育料無償化事業では、少子化対策はもとより、母親の就労支援や経済効果等、多方面での影響や効果が想定されることから、同事業の実施に伴う、子育て世代の意識変化や保育現場における影響等を多角的に調査検証することにより、今後の無償化のあり方の検討及び新たな政策立案につなげることを目的とする。

※阿波っ子はぐくみ保育料助成事業（0～2歳の保育料無償化）

国制度の対象外となる「0～2歳」について、保育料無償化の対象を「第3子以降」から「第1子以降」へ拡大。

【補助対象】

- ・市町村が実施する「保育所等における保育料無償化」に要する経費
- ・対象施設：認可保育所、認定こども園、地域型保育事業
- ・実施時期：令和7年9月から
- ・所得制限あり（世帯年収約640万円未満相当）

【補助内容】

- ・補助率：1／2

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 調査方法

調査票によるアンケート調査（web 回答及び郵送法の併用）

5 委託業務項目

本事業を受託した者（以下、「受託者」という。）は、以下の項目について実施するものとする。

- （１）調査対象者の抽出
- （２）調査項目の設定
- （３）調査票等の作成
- （４）調査票の発送、受領
- （５）調査票等の回収
- （６）回収した調査票のデータ集計・分析等
- （７）公的統計の調査・整理
- （８）事業効果の分析検証
- （９）課題解決に向けた政策の提案
- （１０）分析報告書及び調査結果概要版の提出

6 委託業務の内容

（１）調査対象者の抽出

調査対象者		調査数	回収数
ア 徳島県内在住の男女 （２５～４５歳）	受託者において人口比に応じて各市町村から対象者（未婚・既婚、子の有無を問わない）を抽出、調査票を作成・配布し、WEBで回答。ただし、システムを利用できない調査対象者に対して、郵送での調査にも対応すること。	3,000 以上	600 以上
イ 保育施設	県で抽出し、受託者において調査票を作成・配布し、WEBで回答。ただし、システムを利用できない調査対象者に対して、郵送での調査にも対応すること。	290	170 以上
ウ 市町村	受託者において調査票を作成、県において送付し、WEBで回答。	24	24

（２）調査項目の設定

調査項目は、業務の目的に合致した有効な回答を導き出せる事項とし、アンケート調査の項目について、受託者において素案を作成し県と協議の上、設定するものとする。

ア 設問数

・ 6（１）ア 徳島県内在住の男女（２５～４５歳） 40問程度

・ 6 (1) イ、ウ 保育施設、市町村

各 20 問程度

イ 想定される主な調査項目

6 (1) ア 徳島県内在住の男女 (25 ~ 45 歳)

- ・ 少子化対策としての効果 (結婚や出生意欲への影響等)
- ・ 子育て支援としての効果 (子育て負担への影響等)
- ・ 就労支援としての効果 (就労意欲への影響等)
- ・ 経済的な効果 (家計・消費行動への影響等)

6 (1) イ、ウ 保育施設、市町村

- ・ 保育施設の利用者数の変化
- ・ 保育士確保への影響等
- ・ 無償化による効果・課題、他施策への影響等

ウ 調査項目の設定にあたっての留意事項

- ・ 調査の実効性 (事業効果の的確な把握・分析、回収率の向上等) の観点から、わかりやすい表現や構成となる設問とすること。
- ・ 調査項目は、県の意図を踏まえ、国や他都道府県事例等を参考にしつつ、調査項目の検討及び提案を行うこと。

(3) 調査票等の作成

ア WEB 回答フォームの作成

- ①回答は、基本 WEB ページ上にて行うこととし、スマートフォンやパソコン、タブレット端末からもアクセス可能なシステムを活用した、回答用 WEB ページを作成し、運用すること。
- ②サーバー等は業務受注者 (又は業務受注者から委託を受けた者) が用意したものとする。
- ③作成する WEB 回答フォームは、上記のほか次の要件を満たすこととし、県の校正を受けることとする。
 - ・ 調査対象者の個人情報の漏洩やプライバシー侵害の発生を防止すること。
 - ・ セキュリティを確保し、ウイルスやマルウェア等への感染を防止すること。
 - ・ 複数回答やデータ改ざん等の不正行為を防止すること。
- ④調査票の回答方法等に関する調査対象者からの一切の問い合わせに対応すること。

イ 紙媒体の印刷

次の用品を印刷する。

① 調査票

- ・ 6（１）アの調査対象者 調査数部（設問数４０問程度）
- ・ 6（１）イの調査対象者 ２９０部（設問数２０問程度）

② 調査協力依頼兼調査説明書

調査依頼文に QR コードなどを記載し、WEB 回答フォームへアクセスできるように設計すること。

③ 返信用封筒（必要数）

角 2 型茶封筒、文字等 1 色刷り（黒）

④ 配布用封筒（必要数）

上記①、②、③を同封し、調査対象者への配布に用いるものとする。
長 3 型茶封筒、文字等 1 色刷り（黒）

（４）調査票の発送、受領

- ・（３）で印刷した調査票等を調査対象者に発送する。なお、発送費用（宛名書きを含む。）は受託者が負担する。
- ・ 6（１）ア、イの調査対象者に係る返信は料金受取人払い（返信先は受託者あて）とし、これに要する費用（郵送料）は受託者が負担する。

（５）調査票等の回収

- ・ 目標回収数は 6（１）の回収数のとおりとする。
- ・ 受託者は調査票回収率向上のための方策を講じること。
- ・ 目標回収数に達しないことが見込まれる場合は、適宜県と協議を行うこと。

（６）回収した調査票のデータ集計・分析等

回答内容に従って単純計算、クロス集計をし、統計表を作成すること。

（７）公的統計等の調査・整理

- ・ 保育料無償化事業の効果検証に有用な公的統計データや項目を整理すること。
- ・ 保育料無償化事業を行っている他都道府県の実施状況や事業効果について、上記のデータ等を踏まえ、整理・分析をすること。
- ・ 国等による類似の調査研究等について整理すること。

（８）事業効果の分析検証

上記（６）及び（７）に基づき、保育料無償化事業の効果分析・検証を行うこと。

(9) 課題解決に向けた政策の提案

上記(6)から(8)までの分析及び検証結果を踏まえ、保育料無償化事業をはじめ、県の子育て支援施策に関する課題と有効な政策の提案をすること。

また、政策提案にあたっては、外部の有識者や民間事業者等からの意見を取り入れるなど、政策提案の内容が社会情勢にあったものとなるよう工夫を行うこと。

(10) 分析報告書及び調査結果概要版の提出

ア 分析報告書及び調査結果概要版の原稿を作成すること。

イ 分析報告書及び調査結果概要版の原稿作成にあたっては、県と調整を図ること。

ウ 分析報告書及び調査結果概要版は、印刷物及びCD-R(Word又はExcelで作成したデータ)で提出すること。

・アンケート調査の経過状況及び(7)の調査結果を中間報告として、令和7年11月30日までに報告すること。

・最終報告として令和8年2月27日までに報告すること。

7 経費計上に係る留意事項

本事業の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。

なお、備品購入は不可であり、原則、リース対応とすること。

8 成果品等

事業の成果品として、次の物品を提出すること。

なお、成果品に係るすべての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び、その他一切の権利は、徳島県に無償で譲渡する。また、成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

(1) 成果品

①分析報告書(印刷したもの) 2部

②分析報告書の電子ファイル(CD-R) 1部

③調査結果概要版 2部

(印刷したもの。調査結果の概要をA4版20ページ程度にまとめたもの)

④調査結果概要版の電子データファイル(CD-R) 1部

(2) その他の提出物(全ての電子データファイル(CD-R)で提出)

① 調査票 1部

② 回答内容

1 部

(3) 納品場所

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県こども未来部子育て応援課保育支援担当

電 話：088-621-2201

ファクシミリ：088-621-2843

E-mail：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

9 事業完了の報告

受託者は、本事業が完了したときは、委託業務完了報告書（別紙様式）を完了した日から10日を経過した日又は令和8年3月31日までのいずれか早い日までに県に提出しなければならない。

10 その他

- (1) 実施内容等は、県と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 県は、受託者による事業の実施が当該調査の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (3) 県は、委託事業の実施に当たり、受託者の求めに応じて必要な指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) 県は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、受託者は、県の求めがあった場合は、本業務に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (5) 受託者は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、他に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上決定するものとする。